

偉人名言集

孫子の格言

兵聞拙速、未賭巧之久也

「兵は拙速を聞くも、未だ巧の久しきを賭ざるなり」

この言葉は「多少の準備不足でも速やかに攻めれば成功することが多いが、長引かせても良い結果は見かけない」という意味です。

現代社会はインターネット等の普及で情報を得ることができるスピードが増えています。

その結果、取引においてもスピード感が重要視されています。

また、取引に限らず仕事の進め方もダラダラと行い無駄に時間とエネルギーを使うより、短時間で集中して行った方が、良い結果がやすいことを孫子は言っています。

短時間で生産性のある仕事ができるよう、ひとりひとりが工夫することが重要です。

TOPICS トピックス 税理士法人より

クラウド化促進中

2016年から、会計ソフトを全面的にクラウド化しております。既に名刺管理やマニュアル管理、そして今年5月からは出退勤管理もクラウド化し、作業効率のアップを実現するための取組を進めております。お客様の業務改善に有効なクラウドサービスの発信をおこなってまいりますので、クラウド化のことなら是非何でもご相談ください。



年間80時間の研修

税務専門誌等を教材として、東京国税局OBも交え、実践的な研修を毎月おこなっております。その他、マナー研修やクライアント対応等、年間80時間の様々な研修を設けております。





代表・税理士

内藤 克

着々と進むマイナンバーの紐付け

平成28年分の所得税の確定申告(平成29年3月15日提出期限)から申告書へのマイナンバーの記載が始まりました。マイナンバーに関しては「個人情報」がモシる可能性がある」「国にすべての収入や財産を把握されるのがいやだ」などの理由で通知カード(平成27年10月から各自に送付されている)をタンスの奥にしまったままの方も多いのではないでしょうか？

また支払相手からマイナンバーの提供を受けることができず、未記載の源泉徴収票や支払調書のまま税務署に提出せざるを得なかった事業者の方(支払元)や、マイナンバー反対を貫いて記載せずに確定申告書を提出した方も多くいらっしゃったようです。

しかし国税当局がそのまま黙っているわけがありません。KSK(国税総合管理システム)や共通番号システムなどの国税当局の内部システムにアクセスすれば、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーなどの住民登録情報を取り寄せることができるため、自主的にマイナンバー

を提供しない人たちの情報も把握し始めているらしいです。(週間税務通信4月17日号)

いまでも個人も法人も税務署ごとに「整理番号(いわゆる納税者番号)」が付番されていますがこれは移転などで所轄税務署が変われば新しい番号が付番されるため紐付けが難しかったのですが、これからはマイナンバーでほとんど紐付けられていくことでしょう。

現在、銀行口座を開設する場合、生命保険契約を締結する場合、証券会社と取引を開始する場合などマイナンバーの提供が求められますが、これらの情報も徐々に紐付けられていき、将来的にはスウェーデンで導入されているような「記入済み申告書(国が所得や財産を把握して、納税者が申告しなくても所得税や相続税の申告書が出来上がってしまう)」が送られてくるのではとも言われています。

マイナンバーの将来を考えると「導入時からこんなに厳しくする必要はあるのか」というほど厳しいマイナンバー法の施行もうなずけます。



司法書士

西田 誠

法定相続情報証明制度

近時、相続登記がされていない状態のまま放置されている不動産が増加しています。そのことが、あまりにも相続人の数が増えてしまい「所有者が不明」となっていたり、「空き家のまま放置」されていたりすることが社会問題をひきおこしています。

そこで相続登記を促進するため、法務省において、この「法定相続情報証明」が新設され平成29年5月29日から運用が開始されています。

この法定相続証明制度は、被相続人名義の不動産がなく、預貯金などの相続の場合でも利用することができ、この申出は出頭はもちろん、郵送でも可能となっています。

申出をすることができるのは、被相続人の相続人に限られますが、その代理人でも可能なので、従来の相続登記を担っている司法書士が中心になると思います。

申出をすることができる場所は登記所で、その管轄は以下のとおりです。

- 被相続人の本籍地
- 被相続人の最後の住所

- 申出人の住所地
- 被相続人名義の不動産の所在地

申出人は、法定相続情報一覧図と被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類を提出します。この書類を登記官が確認して認証文付の法定相続情報一覧図の写しを交付するという方法で証明されます。

この情報は登記所において5年間保管され、その間はいつでも再交付が可能となります。ただし、再交付の申出ができるのは、当初の申出人にかぎられます。他の相続人が再交付を希望する場合には、当初の申出人からの委任が必要となります。

実務上の効果としては、相続登記の手続きは従来と変わりませんが、銀行預金の相続においては、認証文付の法定相続情報一覧図を銀行等に提出すれば、従来の除籍謄本、改製原戸籍等の提出が不要になるはず。ところが、この制度のねらいであり、相続人の除籍謄本を何通も収集する手間を省き、銀行等の手続き担当部署の書類確認の負担が軽減されることになると思われます。



特定社会保険労務士

黒川 健吾

働き方改革は生き残りを掛けたサバイバルゲーム

働き方改革についての具体的な相談が増えてきました。特に「労働時間を短くするにはどうすればよいか?」という内容のものが多いです。しかし、この「働き方改革=労働時間の短縮」という認識が危険なところであり、働き方改革が浸透しない理由であると考えます。

働き方改革とは、労働時間を短くすること自体がゴールではありません。労働時間の短縮の先に、社員のモチベーションを上げて、業績も上げるという目標があります。そのため、小手先の方法では結果をだすことができません。

よくある問題として、経営者が現場の実態を知らないということがあります。実際の現場を知れば、実は必要のない業務や機械化できる作業が見えてきます。一方的に労働時間の短縮を促すのではなく、現場が効率的に回っているかを把握し、業務の選別をすることが必要です。経営者と労働者の間で生まれている働き方改革へ温度差を、いかに早くなくすかが鍵です。

また、未だに働き方改革そのものが、「企業に対して課せられている目標」と考えている方も多くいます。しかし、これは単なる目標ではなく、実施しなければ生き残れないという危機感を持った方が良いでしょう。

何故なら、高齢化社会によって、これからの社会は人材不足になることが目に見えています。その中で、労働者が働きやすい会社を選ぶようになっていくことは簡単に予想できます。改革に取り組まず、生産性の低い仕事を続けている会社は次第に選ばれなくなり、労働力が確保できなくなる。つまり、生き残れなくなるということです。

遅かれ早かれ改革に取り組むのであれば、なるべく早く取り組んだ方がいい。さらに、同業他社と同じ対策をしているは生き残れません。思い切った改革が出来なくては沈んでいくだけです。改革への勇気を持った企業が、これからの世の中で力強く生き残るでしょう。



税理士

高橋 宏

東京国税局にて査察審理課、
税務相談室主任相談官、
税務署長を経て平成28年
税理士登録平成29年2月より
税理士法人
アーク&パートナーズ顧問

シンプル思考のススメ

アーク&パートナーズの顧問となりました税理士の高橋宏です。ますます複雑化・困難化する税制ですが、少しでも皆様のお手伝いが出来ればと考えています。

私が仕事上又は物事などを判断する場合に心掛けていることを紹介させていただきます。

私が査察審理課に在籍していたとき、高等検察庁の検事長と話をする機会があり、「事件を担当していた時に心掛けていたことは何ですか」と質問したことがありました。その時、検事長は「それは君、事件をシンプルに考え解明することだよ」と答えられ、共感をしつつも一朝一夕に出来ないことだと思いました。

その後、私は査察事件(物事)を解明する際には、この「シンプル思考」をより大事にしてきました。一般的に「シンプル」とは簡単とか単純という意味ですが、事件(物事)をシンプルに考えるには、経験から培った知識、理解力に伴う専門知識や柔軟な常識力などがバランス

良く備わっていないと、多くの情報を集約して複雑化した事柄などの幹(本質)を捉えることが難しいのです。意外と直観力(経験や知識に基づいた勘)と似かよったものかもしれません。

複雑なことを複雑に考えると、時間を費やすばかりで解明すべき事柄が何か分からない状態にもなりかねません。考えが纏まらない場合には、同僚などに懸案項目を説明するなど具体的に行動を起こすことも、考えが整理され問題事項をシンプル化する方策です。

しかし、事実関係が不十分な状態でシンプル思考に拘ると「勘違い」や「早とちり」といったことが生じる恐れがあります。ただ、「判断に迷ったり」「考えが纏まらない」ときなどには、出発点に戻り物事をシンプルに考えることも、解決の一つの方法ではないでしょうか。

■ 新入社員紹介

古和田 一生(社労士法人)



① 入社きっかけは？

人の働き方を変える仕事ということに強い興味があったことがきっかけです。長時間労働や過労死などの問題が騒がれる中、「いつまでもこの会社で働きたい」と思えるような新しい働き方を提案したいと思い、入社を決めました。

② これまでどのようなことをしてきましたか？

大学を卒業してから3年ほど地元の書店で文芸書の担当として働いておりました。少ない情報の中からお客様の読みたい一冊の本を探しだすことにとてもやりがいを感じておりました。

③ 座右の銘

「一生懸命」

私の名前はこの言葉から付けられました。シンプルな言葉ですが芯があつてとても好きな言葉です。ちなみに私の名前は「一生」と書いて「もとき」と読みます。

④ 最後に意気込みを！

求められていることに+αの提案ができるようお客様に常に寄り添う姿勢を心がけたいです。まだまだ勉強不足の点がありますが、早くお客様のお役に立てるよう常にチャレンジ精神をもって頑張ります！

工藤 瑞季(社労士法人)



① 入社きっかけは？

面接の際、「場所を問わずに働くことができる職業」だと伺いました。知識や業務を習得することで自分の価値を高め、自分の生き方を自由に選択できるようになりたい。という思いから入社を決めました。また、選考で会社を訪ねる都度、自然体で話しをしてくださる先輩方に惹かれ、自分もここの一員になりたいと思いました。

② これまでどのようなことをしてきましたか？

高校時代は商業科で簿記の勉強をしていました。大学では経済学を専攻し、大学4年間はパン屋で販売のアルバイトをしていました。

③ 座右の銘

気持ち次第。なるようになる。

④ 最後に意気込みを！

今年から社会人1年目として業務の勉強は元より立ち振る舞いや言葉遣いなど毎日学ぶことはたくさんあると思います。日々の業務の中で自分なりの気付きを大切に成長していきたいと思います。焦らず、1日1日を大切に頑張ります。これからよろしくお願ひ致します。

綿貫 桂一(税理士法人)



① 入社きっかけは？

前職で多くの経営者や個人事業者と接した際、税理士業の責任、相続へ関心が高いことを感じました。弊社は研修体制が整っており、自分の成長を通してお客様に貢献することができると思志望しました。AI化が進む現代で、常に新しいものにチャレンジする姿勢に無限の可能性を感じたのも大きな要因です。

② これまでどのようなことをしてきましたか？

大学では経営学部会計学専攻しておりました。卒業後は税理士法人でアシスタントとして働いたのち、税務会計事務所で主に個人の確定申告業務に携わっておりました。

③ 座右の銘

為せば成る。

④ 最後に意気込みを！

「ゆりかごから墓場まで」のように、スタートアップから承継・相続まで、お客様のニーズに応えられるよう日々精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

行動規範

1.Fairness

常にフェアプレーで臨むこと

正直かつ誠実に行動し、コンプライアンス(法令遵守)を徹底する。法令や倫理に触れるような行動は、たとえ利益に反しても慎むこと。

2.Professionalism

プロフェッショナルとして自覚をすること

クライアントに対して報酬に見合う付加価値の高いサービスを提供すること。スキルと知識の向上に努め、プロフェッショナルとしての行動と責任を自覚すること。

3.Mutual Respect

相互に尊重し、信頼関係を築くこと

人の意見を聞き、自らの意思を伝え、最善の解決策を考えること。

<編集発行>



〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館11階
 税理士法人 TEL:03-6551-2535/FAX:03-6551-2534
 社労士法人 TEL:03-6551-2540/FAX:03-6551-2541
 司法書士事務所 TEL:03-6551-2533/FAX:03-6551-2534
<http://www.s-arc.com>



税理士法人・社労士法人はFacebookにて最新情報をお届けしております。

お待ちしています！

